

件名	栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について
提案理由等	栃木県収入証紙の廃止決定等に伴い、栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部について所要の改正を行うものである。

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について

栃木県教育委員会事務局義務教育課

1 改正の趣旨

栃木県収入証紙の廃止決定、根拠法令の改正及び事務の見直し等に伴い、栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 申請書様式の「栃木県収入証紙ちょう付」欄の削除

栃木県収入証紙の廃止決定により、申請書様式の「栃木県収入証紙ちょう付」欄を削除するものである。

【改正する申請書様式一覧】

- | | |
|----------------------|------------|
| ①別記様式第1号（第7条－第13条関係） | 免許状授与申請書 |
| ②別記様式第5号（第8条－第13条関係） | 免許状検定申請書 |
| ③別記様式第10号（第14条関係） | 免許状交付申請書 |
| ④別記様式第11号（第15条関係） | 免許状書換申請書 |
| ⑤別記様式第12号（第15条関係） | 免許状再交付申請書 |
| ⑥別記様式第17号（第18条関係） | 免許状授与証明申請書 |

(2) 臨時免許状の継続申請に係る提出書類の省略規定の追加

臨時免許状を継続申請する場合について、提出書類の一部（卒業証明書、学業成績証明書及び戸籍抄本）を省略可能とする規定を追加するものである。（第11条第2項）

(3) その他

その他、所要の改正を行うものである。

3 施行期日

令和8年4月1日

○栃木県教育職員免許状に関する規則に係る改正一覧（教育委員協議会時との変更点）

No.	文書学事課法規審査後の規則改正内容	教育委員協議会（2/3）協議事項1、規則改正内容	備考
1	変更なし	(普通免許状授与の申請) 第7条第1項第2号 根拠法令の改正による条ずれに対応するため、改正する。 ※教育職員免許法（平成31年4月1日改正）	条ずれ対応
2	現行のとおり	(普通免許状授与の申請) 第7条第2項 「養護実習、特別支援教育の実習に関する単位の振替え」についての説明を加えるため、改正する。 ○：現行条文 ～教育実習の単位を 他の教職に関する科目 の単位の振り替えようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。 ×：改正案 ～教育実習の単位を 他の教科及び教職に関する科目、他の養護及び教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目 の単位の振り替えようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。	—
3	規則改正を要さず、記載順を変更 (平成19年規則改正時の例規反映における誤りであるため)	(検定による特別免許状授与の申請) 第10条 「免許状授与申請書」、「免許状検定申請書」の記載順を他の条項と合わせるため、改正する。	—
4	変更なし	(検定による臨時免許状授与の申請) 第11条 戸籍に関する事項を追加するため、改正する。	条文等修正
5	変更なし	(検定による特別支援学校の自立教科の教員免許状授与の申請) 第12条第1項 当該免許種の申請に対応するため、改正する。	条文等修正
6	変更なし	別表第1（第20条関係）1 免許法別表第3関係 (1) 幼稚園の部 (2) 小学校の部 (3) 中学校の部 (4) 高等学校の部 「3年在学者」の記載を削除する。	条文等修正
7	変更なし	別表第1（第20条関係）1 免許法別表第3関係 (4)高等学校の部 根拠法令の改正による条ずれに対応するため、改正する。 ※教育職員免許法施行規則（令和4年7月1日改正）	条ずれ対応
8	変更なし	2 免許法別表第6関係 (1) 1種免許状の授与 (2) 2種免許状の授与 該当しない教諭（栄養教諭）の記載を削除する。	条文等修正
9	変更なし	3 免許法別表第6の2関係 1種免許状の授与 該当しない教諭（養護教諭）の記載を削除する。	条文等修正

○栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第2号

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（普通免許状授与の申請）</p> <p>第7条 免許法第5条第1項、第16条第1項、第16条の3、第16条の4若しくは第17条、免許法附則第8項若しくは第11項、29年改正法附則第10項、36年改正法附則第6項又は平成12年改正法附則第2項若しくは第3項の規定により普通免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者（免許法第5条第1項の規定により申し出る者にあつては、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定の適用を受ける者に限る。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる規定により申し出る場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左 欄</th> <th style="text-align: center;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許法附則第11項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	左 欄	右 欄	略		免許法附則第11項	略	略		<p>（普通免許状授与の申請）</p> <p>第7条 免許法第5条第1項、第16条第1項、第16条の3、第16条の4若しくは第17条、免許法附則第8項若しくは第11項、29年改正法附則第10項、36年改正法附則第6項又は平成12年改正法附則第2項若しくは第3項の規定により普通免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者（免許法第5条第1項の規定により申し出る者にあつては、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定の適用を受ける者に限る。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる規定により申し出る場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左 欄</th> <th style="text-align: center;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許法附則第12項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	左 欄	右 欄	略		免許法附則第12項	略	略	
左 欄	右 欄																
略																	
免許法附則第11項	略																
略																	
左 欄	右 欄																
略																	
免許法附則第12項	略																
略																	
<p>（検定による臨時免許状授与の申請）</p> <p>第11条 免許法第5条第5項又は施行法第2条第1項の規定により、検定による臨時免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第7条第1項第4号、<u>第5号及び第7号並びに第8条第7号及び第9号</u>に掲げる書類</p> <p>(8) 略</p> <p><u>2 現に臨時免許状を有する者が、当該免許状の写しを提出するときは、前項の規定により提出すべき書類の一部を省略することができる。</u></p>	<p>（検定による臨時免許状授与の申請）</p> <p>第11条 免許法第5条第5項又は施行法第2条第1項の規定により、検定による臨時免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第7条第1項第4号<u>及び第5号</u>並びに第8条第7号及び第9号に掲げる書類</p> <p>(8) 略</p>																
<p>（検定による特別支援学校の自立教科の教員免許状授与の申請）</p>	<p>（検定による特別支援学校の自立教科の教員免許状授与の申請）</p>																

<p>第12条 施行規則第64条第1項の規定により、検定による特別支援学校の高等部の自立教科教諭の普通免許状の授与を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>施行規則第64条第1項の表の下欄に掲げる基礎資格を有することを証する書類</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第12条 施行規則第64条第1項の規定により、検定による特別支援学校の高等部の自立教科教諭の普通免許状の授与を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>有することを必要とする免許状の写し又は授与証明書</u></p> <p>(4) <u>学力に関する証明書（必要のある者に限る。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

別表第1の1免許法別表第3関係の部(1)幼稚園の部の項ア一種免許状の授与の表、(2)小学校の部の項ア一種免許状の授与の表、(3)中学校の部の項ア一種免許状の授与の表及び(4)高等学校の部（一種免許状の授与）の項（その1）の表中「（3年在学者）」を削り、同項（その3）の表中「附則第38項及び第39項」を「附則第35項及び第36項」に改め、別表第1の2免許法別表第6関係の部(1)一種免許状の授与の表及び(2)二種免許状の授与の表中「・栄養教諭」を削り、別表第1の3免許法別表第6の2関係の部一種免許状の授与の表中「養護教諭・」を削る。

別記様式第1号、別記様式第5号、別記様式第10号から別記様式第12号まで及び別記様式第17号中

「栃木県収入証紙
ちょう付」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（義務教育課）